

岸和田市環境保全条例改正について

岸和田市環境保全条例は、昭和 51 年に制定された条例の全部改正を行い、平成 15 年 6 月 20 日に公布されました。以来 10 年が経過しており、本市環境に対しての社会情勢の変化に対応できない部分が出てまいりました。よって、条例の全部改正を含めて新たな環境保全のあり方を規定するものであります。

主に検討している点

- 1 地球環境、生物多様性への対応の規定の追加
- 2 公害に対する規制の見直し
- 3 神於山を目的にした自然環境保全区域の規定の削除（自然再生推進法による保全）
- 4 現状変更行為の届出について同様の規制が行われている対象への適用除外(府条例等)

新旧対照表（案）

改正後	改正前
○岸和田市環境保全条例 平成15年 6 月20日 条例第16号	○岸和田市環境保全条例 平成15年 6 月20日 条例第16号
目次	目次
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 2 章 環境施策	第 2 章 環境施策
<u>地球環境の保全の条を追加</u>	
<u>生物多様性の条を追加</u>	
<u>表彰の条を自然環境より移行</u>	
第 3 章 生活環境の保全と公害の防止	第 3 章 生活環境の保全と公害の防止
第 1 節 公害の防止	第 1 節 公害の防止
第 2 節 <u>指定事業所に関する規制(変更)</u>	第 2 節 <u>指定事業所に関する規制</u>
第 3 節 <u>特定建設作業に関する規制(変更)</u>	第 3 節 <u>特定建設作業に関する規制</u>
削る	第 4 節 <u>自動車公害の防止</u>
削る	第 5 節 <u>放送電波受信障害の防止</u>
第 4 節 <u>その他生活環境の保全等</u>	第 6 節 <u>その他生活環境の保全等</u>
第 4 章 自然環境の保全と回復	第 4 章 自然環境の保全と回復
第 1 節 自然環境の保全と回復の推進	第 1 節 自然環境の保全と回復の推進
削る	第 2 節 <u>自然環境保全区域</u>
第 2 節 <u>現状変更行為の届出(変更)</u>	第 3 節 <u>現状変更行為の届出</u>
削る	第 4 節 <u>参画と協働による自然環境の保全等</u>
第 5 章 補則	第 5 章 補則
第 6 章 <u>罰則</u>	第 6 章 <u>罰則</u>
附則	附則